

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）平成30年度第4四半期

整理 番号	案件名称	委託種目	履行場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
1	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 庁内情報ネットワークシステム機器等更 新業務委託	024その他 通信設備	大阪市・八尾市・ 松原市環境施設組合	(株) ケイ・オプティ コム	6,968,160	平成31年2月14日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号	G4

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合庁内情報ネットワークシステム機器等更新業務委託

2 契約の相手方

株式会社 ケイ・オペティコム

3 随意契約理由

現在利用している大阪市・八尾市・松原市環境施設組合庁内情報ネットワークシステム（以下「システム」という。）は、株式会社ケイ・オペティコムにより平成 26 年度に構築され、同社と平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までのサービス利用業務委託契約を締結している。

本システムの稼働期間は、構築を含めると約 5 年となり、一般的な機器の耐用年数を迎えることとなることから、必要最低限のハードウェア及びライセンス等の更新を行うものである。

本業務の実施にあたっては、既存機器と密接不可分の関係から、機器構成、ネットワーク構成等を十分把握した上で行う必要があることに加え、機器等更新後の安定稼働に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

以上のことから、諸条件を満たし業務を遂行できる業者はシステムを構築した株式会社ケイ・オペティコムのみであるため、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 総務部総務課
(電話番号 06-6630-3185)